

日本代協 ニュース

INDEPENDENT INSURANCE

AGENTS OF JAPAN INC.

発行者 (社)日本損害保険代理業協会 会長 岡部 繁樹 東京都千代田区有楽町 1-12-1-321 TEL 03(3201)2745 FAX 03(3201)4639
日本代協ホームページ (URL) <http://www.nihondaikyo.or.jp>

平成 23 年度通常総会付議議案などを承認!! - 平成 23 年度第 1 回理事会 -

日本代協は、5 月 13 日に本年度第 1 回理事会を開催、6 月 15 日に開催予定の通常総会の付議議案等について審議、「平成 22 年度事業報告案」「平成 22 年度収支計算書、貸借対照表、財産目録」等、全議案が承認されました。続いて、「東日本大震災による代協会員の被災状況および義援金について」「平成 23 年度コンベンションの開催について」「その他 (1)年金基金への寄付 (2)全国会長会議での表彰」等についても審議され、提案どおり承認されました。

岡部会長からは「5 月 26・27 日の両日に渡り、被災した東北 3 県に激励および意見交換に行ってきます。会員からの義援金も約 2 千万円集まり、会員の皆様の支援に感謝するところであります。資料として配布している「東日本大震災・関連情報」は、事務局から発信した知っておくべき情報であり、オープンに使って頂きたい。地震保険の支払いについては、保険会社の立会いも 7～8 割方終了、支払総額 9,700 億円、地震負担で 5,000 億円と承知しています。また、5 月 18 日に損害保険募集人の新たな教育・認定制度である『損害保険大学課程』の創設に関する広報リリースが損保協会から行われますが、このことを契機に保険と代理店制度のあり方を考え直すとともに、社会との関わりを深めていきたいと考えています」との挨拶がありました。

この後、議事録署名人に大藪、道家の両理事を指名、報告事項及び審議事項の審議に入りました。

[主な報告内容]

1. 監査実施報告

事務局より「財産状況等(経理監査)」「業務執行状況等(業務監査)」「監事会」につき、報告がありました。

2. 業務報告

(1)教育研修事業

日本代協保険大学校(第 14 期受講者募集状況)...1 月～7 月、目標 728 名、自主目標計 741 名

(2)正会員の増強と組織の改革

正会員増強運動...平成 23 年 3 月末正会員数 11,485 店

平成 22 年度代協正会員増強目標達成代協等

目標達成かつ 20 店・10 店以上増強:なし、目標達成:福岡(7 年連続目標達成)

平成 23 年度代協正会員増強目標...日本代協計 12,000 店

代協別増強ガイドライン...専業代理店数が確定してからの決定となるため、組織委員長・事務局に一任。

3. 平成 22 年度 第 4 回活力ある代理店制度等研究会について

- ・ 震災対応のため 6 月以降に延期

4. 銀行窓販弊害防止措置見直しの検討状況

- ・ 5 月 30 日に東副大臣によるヒヤリング開催予定(岡部会長が出席予定)

5. 募集人認定制度創設にかかわる損保協会との合同部会報告

- ・ 日本代協...損害保険大学課程・教育プログラムの指定教育機関となります。
- ・ 「専門コース」のテキスト作成...損保協会が直接作成します。
- ・ 損保協会のニュースリリース予定日...5 月 18 日(水)

[主な審議事項]

1. 平成 23 年度 通常総会付議議案の審議

第 1 号議案 平成 22 年度(第 47 期)事業報告案承認の件

平成 23 年度通常総会招集のご通知(案)に基づき補足説明の後、採決・承認されました。

第 2 号議案 平成 22 年度(第 47 期)貸借対照表・正味財産増減計算書・財産目録案承認の件

報告事項の監査実施報告で報告・了承されており、「平成 22 年度決算・説明用資料」に基づき説明の後、採決・承認されました。

第 3 号議案 本総会の決議の主旨に反しない限りその修正を会長に一任する件

会長から、本議案が提起され、採決の結果、承認されました。

2. 東日本大震災による代協会員の被災状況および義援金について

(1) 義援金募集状況と各代協別配分案

被災状況と義援金募集の直近状況が報告され、義援金の第 1 次配分として直近入金額の 8 割を目途に各被災代協に配分することと、配分案が事務局より提案され、審議・採決の後、承認されました。

(2) 被災者への義援金寄付

阪神・淡路大震災の際の対応にない、被災代協会員への義援金とは別枠で一般被災者への義援金として「振興基金・運用益」から 100 万円(阪神・淡路大震災の際は 20 万円)の寄付を、震災遺児への奨学金等、義援金使途の明確な「あしなが育英会」にすることが提案され、審議・採決の後、承認されました。

3. 平成 23 年度コンベンションの開催について

本年 11 月開催予定のコンベンションにつき、中間報告がなされ、下記の課題につき今後検討していくことで審議・採決の後、承認されました。

各出席者の参加費用と参加人数の見込み、全体の収支の提示 記念報告会の具体的方法と人選
懇親会の司会の人選 展示ブース・展示ルームを設ける際のタイムスケジュールの組み方
代協正会員懇談会への金融庁・保険会社・消費者協会等の招待の可否

4. その他

(1) 年金基金への寄付 200 万円

平成 23 年度予算で承認済の国民年金基金対策費 200 万円の経費処理につき、会計監査人・監事から「寄付」とする旨、指導があったことが報告され、審議・採決の後、承認されました。

(2) 全国会長会議での表彰

平成 22 年度代協正会員増強目標達成代協

福岡県代協の 7 年連続目標達成の褒賞につき、目標達成 3 万円+連続達成 2 万円の賞金授与が提案されたが、連続達成を「会長特別表彰 4 万円」とし、計 7 万円を贈呈することで承認されました。

全国一斉「国民年金基金推進キャンペーン」

目標達成 6 代協(千葉・富山・京都・兵庫・山口・鹿児島)に各 2 万円、キャンペーン時は未達であったが年度末に目標達成した和歌山に準目標達成賞 1 万円を贈呈することが提案され、採決の結果、承認されました。

5. 自由討議

(1) 東日本大震災対応について...「日本代協からのメッセージの発信が欲しい」「被災地区代理店の被災業務の実態報告」「震災の教訓としての災害時マニュアル化(初期対応、中間対応、収拾対応)を検討したい」等の意見がありました。

(2) 会員増強・国民年金基金について...「国民年金基金について、未だにネガティブな姿勢が散見され、意識改革の必要性を痛感」「会員資格と会費体系につき、代理店単位から募集人数単位での検討も含め、時間を掛けての議論が必要」「新しい認定制度の創設を機に正会員増強を図りたい」等の意見がありました。

**更新研修・更新試験(第 3・6・9 期)
7 月に集中開催(九州北は 6/27)**

7 月に、全国各地の会場で、認定保険代理士の第 3 期、第 6 期、第 9 期を中心に約 1,900 名の方が更新研修の受講と更新試験を受験することになります。

なお、**更新研修テキスト・更新日程表**が 5 月末日に更新該当者に業者から送付されます。

**代理店賠償 新日本代協プラン
今年度の更改手続きは 8 月中旬から！**

「代理店賠償 新日本代協プラン」団体契約は、来る 10 月 1 日が満期となります。

本年度から、保険期間は**平成 23 年 10 月 1 日～平成 24 年 10 月 1 日の 1 年**となりますので、継続の更改申込書は**8 月中旬(お盆明け)頃に送付**される予定です。補償内容および保険料は据置きとなりますので、引続いてのご加入をお願いいたします。

未加入者についても、同様に、8 月中旬に新規の申込書を送付いたしますので、ご加入の検討をお願い申し上げます。

第 31 次 PIAS 参加の 14 名 米国より帰国

第 31 次太平洋損害保険代理店米国研修団(PIAS)の一行 14 名は、4 月 14 日(木)～4 月 22 日(金)までの 9 日間の日程でロスアンゼルス、サンフランシスコを訪問し、「米国の損害保険市場・募集の現状」「専属・専業代理店の営業並びに業務実態」「顧客サービスセンターの利用実態」「ブローカー&代理店訪問」等、今後の代理店経営にも有益な情報を得て、無事帰国いたしました。

**第 14 期保険大学校 受講者申込受付中
締切りは 7 月 31 日**

損害保険募集人の新たな教育・認定制度として「損害保険大学課程」が創設されます。日本代協・保険大学校としては、最後の開講となる第 14 期の受講生を募集しています。

お申込みは、日本代協ホームページの受講申込専用 Web サイトから！

(既に 288 名が申込済...5/20 午前 8 時・現在)

詳細は「日本代協ホームページ」をご覧ください。

(URL <http://www.nihondaikyo.or.jp>)

**被災された会員への義援金の配分、決定
引続き、義援金を受付**

5 月 12 日現在、全国の代協・代協会員の皆様から**19,753,451 円の義援金**を受付けることができました。心より御礼を申し上げます。

先般の理事会で、この義援金の配分方法・金額が審議・採択され、下記のとおり決定されました。

配分方法については 第 1 次分として、上記の義援金の 80%を配分 配分金額は、「被災状況に応じて単価を決め、その積算額(積算方式)」と「被災報告のあった各代協の 22 年度末会員数に一定係数を乗じた額(会員数比例方式)」の合算金額 とし、この後の配分は各代協の独自判断といたしました。

なお、日本代協では、今般の震災について、今回に限らず**息の長い支援が必要と考え、義援金も継続して受付けることになりました**ので、引続きご支援・呼びかけの程、よろしくお願いいたします。

東日本大震災・第 1 次義援金配分額

単位:千円

代協名	積算方式	会員比例方式	配分額
北海道	200	12	212 (辞退)
青 森	100	15	115
岩 手	1,350	277	1,627
宮 城	6,750	2,387	9,137
福 島	1,475	642	2,117
茨 城	1,625	788	2,413
埼 玉	50	42	92
千 葉	250	134	384
神奈川	100	-	100
合 計	11,900	4,297	16,197

(参考)東日本大震災・被災状況

代協	被害 死亡	自 宅		事 務 所		自宅兼 事務所	
		全 壊	半 壊	全 壊	半 壊	全 壊	半 壊
北海道				2			
青 森				1			
岩 手	1	3		5		3	
宮 城		21	29	24	16		
福 島		6	12	4	10		1
茨 城		2	18		9		1
埼 玉					1		
千 葉		1	1	1			
神奈川		(事務局・事務所ビルが損壊)					
合 計	1	33	60	41	36	3	2

**保険募集人のさらなるステップアップの仕組みとして
損保協会と「損害保険大学課程」を創設します！！**

日本代協と損害保険協会は、平成 23(2011)年 10 月実施予定の「**損害保険募集人一般試験**」に合格した損害保険募集人が、さらなる保険募集の品質向上に取り組むことにより、お客様にご満足いただけるサービスを提供できるよう、平成 24(2012)年 7 月(予定)から「**損害保険大学課程**」をスタートします。

日本代協では、保険募集に関連する幅広い知識修得のため「**保険大学校**」・「**認定保険代理士制度**」を実施しており、一方、損保協会では、同様の趣旨で「**損害保険代理店専門試験**」を実施しています。本課程は、両協会が合同検討の上、制度を整理・統合し、今般、損害保険業界共通の制度として構築するものです。

本課程では、日本代協が**教育プログラムの「指定教育機関**」となり、「**専門コース**」と「**コンサルティングコース**」の 2 つのコースを設け、それぞれ専用の教育プログラムを修了し、試験に合格した募集人のうち、所定の認定要件を充足した者を損保協会が認定します。

損害保険大学課程の概要

項 目	概 要
認定対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、代理店の募集人
認定の種類・教育内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ステップアップを目指す目的に応じて「専門コース」と「コンサルティングコース」2 つのコースを設ける。 ・「専門コース」は、保険募集に関連の深い「損害賠償・相続などの法律知識」「保険税務」「医療・介護・労務などの社会保険」「リスクマネジメント」「隣接業界」の知識について、専門的に学ぶコース。 ・「コンサルティングコース」は、お客様に対する高いコンサルティング能力・スキルを修得するため、「保険契約の実務」「リスクマネジメントの実務」「経営学」などに関する実践的な知識・スキルについて学ぶコース。
教育プログラム	<ul style="list-style-type: none"> ・上記教育内容を効率的に習得できるよう、「専門コース」、「コンサルティングコース」ともに、専用の教育プログラムを導入する。 ・「専門コース」の教育プログラム(任意)は通信教育を予定。 ・「コンサルティングコース」の教育プログラム(必須)は、お客様へより適切なコンサルティングを行う能力を養成するため、通信教育のほか、セミナー、ディスカッション等を予定。
認定要件	<p>試験の合格等</p> <p>「専門コース」：損害一般試験「基礎単位」および「商品単位」1 単位以上を合格したうえで、専門コース試験に合格すること。</p> <p>「コンサルティングコース」：損害一般試験「基礎単位」および「商品単位」全 3 単位の合格、ならびに損害保険大学課程「専門コース」の認定を取得したうえで、コンサルティングコース試験に合格すること。</p> <p>募集人としての適格性</p> <p>過去 3 年以内に、保険業務に関し、著しく不適切な行爲がないこと。</p> <p>登録・届出年数</p> <p>「コンサルティングコース」については、募集人としての「登録・届出年数」が 2 年以上であること。</p>
認定主体	<ul style="list-style-type: none"> ・損保協会
更新制度	<ul style="list-style-type: none"> ・5 年の更新制とする。
移行措置	<ul style="list-style-type: none"> ・日本代協認定保険代理士(第 14 期生を含む)には「専門コース」「コンサルティングコース」ともに認定される予定。
認定証の発行等	<ul style="list-style-type: none"> ・認定証の発行。 ・名刺等への認定取得者であることの表示 など。
実施時期	<ul style="list-style-type: none"> ・「専門コース」認定試験は、平成 24(2012)年 7 月に実施予定。 ・「コンサルティングコース」の教育プログラムは平成 25(2013)年度に開講予定。